

幼児教育・保育の無償化の概要

	対象世帯	無償となる保育料の範囲		手続きの有無
認可保育所、認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳から5歳児クラスの児童が属する全世帯 ・0歳から2歳児クラスの児童が属する住民税非課税世帯 	全額		新たな手続きは不要
新制度移行幼稚園 (区立幼稚園等)	3歳から5歳児の属する全世帯	全額	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育、認可外保育施設を利用する場合、別途月額最大11,300円 ・3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの非課税世帯の預かり保育は、別途月額最大16,300円 	<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育を利用する場合 →「保育の必要性の認定」が必要 ・預かり保育を利用しない場合 →新たな手続きは不要
新制度未移行の幼稚園 (私立幼稚園)		月額最大25,700円		「給付の認定」が必要
認可外保育施設等 (認証保育所、認可外保育施設、一時預かり、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター事業等)	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳から5歳児クラスの児童が属する全世帯 ・0歳から2歳児クラスの児童が属する住民税非課税世帯 	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳から5歳児クラス 月額最大37,000円 ・0歳から2歳児クラス 月額最大42,000円 	「保育の必要性の認定」が必要 (注記1)	
就学前障害児の発達支援 (注記2)	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある3歳から5歳児の属する全世帯 ・障害のある0歳から2歳児の属する住民税非課税世帯(注記3) 	全額		新たな手続きは不要

注記1：認可外保育施設等のうち認証保育所は、「保育の必要性の認定」の他に、認証保育所保育料補助申請が必要です。

注記2：就学前障害児の発達支援とは児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援です。

注記3：障害児の発達支援を利用する0歳から2歳児までの住民税課税世帯は全額免除の制度があります。